

学位論文題名

反連邦主義との闘い

—19世紀初期におけるアメリカ内陸開発政策の展開

学位論文内容の要旨

本論文は、ジェファソン政権期からモンロー政権に至る連邦政府の内陸開発 (internal improvement) 政策の史的展開を通して、アメリカの政治的伝統の一つである脱中央集権的政治指向——反連邦主義 (anti-federalism) ——がいかに統一国家的な政策を阻んできたのかを検討し、連邦制の実態を考察している。反連邦主義は、字義通りにいえば連邦に対する反対となり、言葉としては誤解を招きやすいが、合衆国憲法批准期に強力な統一国家の創出を擁護するフェデラリスツに反対し、非中央集権的で緩やかな連邦体制を志向した反フェデラリスツ (Anti-Federalists) が代表する政治的伝統を受け継ぐものである。とはいえ、反フェデラリスツが多様だったように、州それぞれの政治経済的状况を反映して、反連邦主義にも幅があるが、連邦強化に対する反発と地域主義的な主張を多かれ少なかれ含んだ反連邦主義は、連邦政府の政策形成に深い影響を与えてきた。

研究対象として取り上げている連邦政府による内陸開発政策 (交通網の開発・整備事業) は、合衆国憲法の中に列挙された明確な開発規定がないために建国初期から、連邦政府による開発政策が可能かどうか論争となってきたものである。しかし、実際には、1790年代の港湾整備に始まり、ジェファソン政権期のカンバーランド国道の建設、軍用運河や軍用道路の建設、1820年代にはアメリカ体制の下での内陸開発政策というように、連邦政府による国内の交通開発は事実上行なわれてきた。それゆえ、どのように当時の政府が連邦憲法問題を回避したのか、またどのように開発支援が実施されてきたのか、という問題が本論文の起点となっている。

そこで、本論文では3つの問題意識を掲げて内陸開発政策の議論を検討した。第1に、ジェファソン政権の財務長官アルバート・ギャラティンが1808年に提出した「道路と運河に関する報告書」の歴史的意義とその後の内陸開発政策に与えた影響、第2に、1817年3月に出されたボーナス法案に対するマディソン大統領の拒否権発動の理由と意義、そして、その政治的影響、第3に、1820年代にヘンリー・クレイによって提唱されたアメリカ体制の意義とその政治的文脈である。これらのトピックに対して、連邦レベルの議論だけでなく、州レベルの議論——具体的には、ペンシルヴェニア、メリーランド、デラウェアの3州がかかわったチェサピーク&デラウェア運河事業とニューヨーク州が単独で建設したエリー運河事業の2事業に研究対象を絞ったが、——を加え、個別の内陸開発政策の形成過程を検討した。

ギャラティンの「道路と運河に関する報告書」は、連邦主導の開発政策の理念と方法を提示した、

連邦の内陸開発政策を考える上で重要な公的文書である。同報告書は広大な領土を結ぶ内陸交通路の整備の必要性と開発主体としての連邦政府の役割の重要性を主張し、全国的な開発計画案を提案した。しかし、この報告書は、連邦政府側の一方的な政策提示ではなかった。それは、チェサピーク&デラウェア運河事業の請願活動等の影響を受け、個々の開発事業、州政府、連邦政府のそれぞれの議論を踏まえた上での、総合的な開発構想だった。同報告書の意義は、政策レベルで初めて出された開発構想であっただけでなく、連邦政府が開発政策を担う際の方法を提示したことにある。報告書は、連邦政府が直接交通網の整備に乗り出すには、連邦憲法の修正の必要性を指摘しつつも、現憲法下において各州の同意を得て、連邦資金で開発するか、あるいは開発事業に出資する(資金を貸し付けるか、株式に投資するか)という方法があると示唆したのである。後者の支援方法の提案は合衆国内の開発事業を刺激し、連邦助成を求める請願活動が全国的に活発になった。

しかし、連邦政府による政策提示および連邦政府による開発支援政策の可能性は、当初の意図とは異なるところで動き出す。内陸開発政策において連邦政府が果たす役割は有力な資金源へと意味変化し、開発主体としての役割が転落していくきっかけともなった。このような議論の流れが帰結したものが、ボーナス法案である。同法案は、開発対象を特定せず、財政支援の対象となる事業の選定には該州の同意を要するとしていただけでなく、開発基金の配分は連邦下院議員数比に応ずるものとされていたため、連邦政府の財政支援事業が国家的意義のあるものになるのかがどうか判然としないばかりか、連邦政府の基金配分の主導権すら失われていた。同法案に対しマディソンは拒否権を発動した。連邦政府の意義を後退させ、州の利害を自動的に肯定する内陸開発政策に警告を発し、連邦政府と州政府との関係を連邦憲法が規定した「正常なもの」に取り戻そうとしたのが、1817年のマディソンの拒否権発動の意図だった。しかし、マディソンが想定する連邦制と現実の連邦制との相互の乖離は、1812年戦争後のアメリカにおいてマディソンの拒否権発動では埋められないほど大きなものとなっていた。

マディソンの後に大統領となったモンローは、前任者の連邦制観を継承しつつも、結局は時代の要請に抗しきれなかった。モンロー政権末期に成立した全体調査法は、アメリカ体制の一部を構成する内陸開発関連法であるが、法律は、国家的な意義のある内陸開発構想を打ち出すものでも、国内の開発事業を財政的に支援するものでもなかった。これまで検討されてきた法案と比べたときのもっとも大きな違いは、連邦政府に与えられた役割が開発計画策定の事前調査のみに限定されており、開発財源を規定したものでもなかった。そして、これまで重視されてきた全国的に体系性をもった交通網の開発という視点が欠落していた。そのため、連邦政府の開発主導性や財政補助、そして全国的な内陸開発システムの構築という、これまでの連邦の内陸開発政策の骨子とでもいうべき部分が見事に抜け落ちていた。しかし、モンロー政権末期に成立したこの全体調査法をきっかけに、連邦政府は国家的な意義を有する交通路の開発を支援する道が開かれたものの、次第に調査対象はより小規模で地方的な色彩の強い開発事業が主となった。各地で交通開発熱が高まる中、資本不足に悩む地域から開発事業に連邦支援を求める要求が一層増加した。その結果、連邦政府が体系的な開発計画の下で国内交通網の整備をはかることはほとんど期待できなくなっていた一連の議論を通して見えてきたものは、ギャラティンの「道路と運河に関する報告書」が換骨奪胎されていく過程であり、アメリカ政治における反連邦主義の強さだったといえるのではないだろうか。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 古 矢 旬
副 査 教 授 田 口 晃
副 査 助 教 授 川 島 真

学 位 論 文 題 名

反連邦主義との闘い

—19世紀初期におけるアメリカ内陸開発政策の展開

本論文は、アメリカ合衆国 19 世紀前半のジェファソン政権末期からモンロー政権にいたる連邦政府の内陸開発政策史を中心的課題とし、連邦政府の強化、集権化と、いわゆる州権論にねざす反連邦主義による国家的統合強化策への抵抗との相克のうちに、初期アメリカ連邦国家の政治的動態を明らかにしようとするものである。この時期のアメリカ合衆国における内陸開発(internal improvement)政策は、西に向かって急速に拡大しつつあった版図を舞台として、そこに有機的に連関する国民経済を構築するための交通路(道路、運河、そして鉄道)の建設、整備を目的としていた。まさにこの争点こそは、19 世紀全般にわたってアメリカ合衆国のもっとも重要な政治経済的課題であり続けた。この課題を、大陸国家アメリカの全体像と将来像をふまえ、たしかかな財源を背景として、一貫した戦略の下に遂行しうる主体は、連邦政府をおいてなかった。しかし、このような事情とあらはらに、連邦政府は、きわめて分権的な憲法原則により、州境を越える内陸開発の「権限」は与えられていなかった。開発の規模が、中央政府の大々の介入を要求していたにもかかわらず、憲法の原則はあらかじめ中央政府の権限に大きな制約を課していたのである。したがって、19 世紀前半においてこの問題は、連邦政府による事実上の統制強化と、憲法原則を盾にとった州政府による州益擁護の観点からする開発権限との対立をとおして展開されていた。

本論文の第 1 章は、ジェファソン政権の内陸開発政策に焦点を当てる。そもそもが強固な州権論に立脚していたジェファソンとその民主共和派は、1800 年選挙で連邦政権を奪うや、内陸開発に関しては一転して連邦主導を強化してゆく。ジェファソンの第二次就任演説を起点とし、財務長官アルバート・ギャラティンの「道路と運河に関する報告書」を中心として、全国的観点からの内陸開発計画の策定と財源の確保の政治過程が描かれるが、この壮大な計画は、対英関係の緊張から連邦政治の中心的関心が対外関係に移行したことにより、直接には大きな成果に結実しなかった。しかしながら、報告書は連邦政府の関与の可能性を全国に知らせ、将来の開発計画を抱える諸州からは、連邦議会に助成を求める請願が続々と寄せられることとなった。

第2章は、そのうちニューヨーク州のエリー運河事業の展開を中心として、連邦議会、大統領が、しだいに西部の開拓と統合を国家的課題として取り組み始めた経緯を詳しく追ってゆく。ところが、この連邦レベルの努力は、1812年対英戦争の勃発により、中断を余儀なくされる。第3章は、戦後、マディソン大統領が最初に発した1815年年次教書とそれにもとづいて策定された、ジェレミア・モロー下院議員の内陸開発関連法案は、アメリカ合衆国の通商構造を対外市場依存から内国通商重視へと変換することを企図したものであった。しかし、1817年3月連邦議会に提出されたボーナス法案は、内国開発の財源を連邦政府に求めながら、開発事業の選定や全国的観点からする事業計画の認可主体としての連邦政府の関与は極力制限する法案であった。連邦政府による内陸開発事業の統制と計画を企図していたマディソン大統領は、この法案に拒否権を発する。このボーナス法案をめぐる政府と議会の対立は、連邦州権をめざすマディソンの連邦制観が、憲法に規定され急速な内陸発展を遂げつつある連邦制の現実といかに乖離していたかを雄弁に物語る結果となった。

マディソンのあとを襲ったモンロー大統領も、内陸開発政策を連邦政府の集権的統制下に置くことには失敗した。本論文第4章は、モンロー政権下においても連邦政府は、全国に蔓延する反連邦主義を克服することができずに、国家的な意義ある統一的内陸開発構想の実行に失敗したのである。同じ頃、上院議員ヘンリー・クレイが提起した「アメリカ体制」構築というヴィジョンにもかかわらず、現実の内陸開発政策は、遠心的な反連連邦主義によって推進されたのであった。

(評価の要旨)

以上のように本論文は、19世紀最初の20年間における急速な内陸開発を可能にした政治的ダイナミズムを、具体的な事例に則して克明に説き明かしている。結果として、きわめて大規模な国家的事業となった内陸開発は、実のところきわめてアドホックな地方の要求に基づき、また個別の開発会社の主導で、連邦政府の中央集権的な統制抜きに達成されたものであった。そこで連邦政府に期待された役割とは、開発にともなう巨大財源を助成することであり、またせいぜい開発計画策定のための金のかかる事前調査などにとどまったのである。この点に、連邦政府がきわめて脆弱な行政機構しか持たなかった19世紀の「アメリカ国家」の特質をうかがうことができる。

従来のがが国のアメリカ政治史理解において、ジェファソン政権(1801-1809年)とジャクソン政権(1829-1837年)の間の20年間は、比較的軽視されてきた時代であった。たしかに、しばしば「好感情の時代」と呼ばれるように、それは、政治外交史的には、1812年戦争以外に大きな事件もなく、党派間対立も影を潜めた時期であったかもしれない。しかし、社会経済的には、この20年間は、アメリカの大陸内発展の方式と将来構想を決したきわめて重要な変化と発展の時代にはかならなかった。本論文は、この時代の最も枢要な政治的問題たる内陸開発政策の具体的な展開過程に踏み込むことによって、それが連邦政府の強化と地方による利益誘導とのせめぎ合いの時代であり、開発権限をめぐるこの憲法的意義をも含む対立こそが、多様な政治的アクター間のそれぞれの利益に基づく開発競争をうながし、結果として急速な内陸開発が可能となったことを明らかにした。一次資料の博搜、政治史の実証のレベル、そして従来の相対的な学問的空白領域への切り込みなど、本論文は政治学的アメリカ史研究の領域で新しい境地を開いた研究成果と評価できる。以上より、審査員全員一致で博士の学位授与にふさわしいと評価した。